

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和 8年 1月16日

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

名古屋市役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付

(2) 物件の表示

別表のとおり

(3) 用途の指定

入札案内書の定めるところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

(4) 当初貸付期間

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

(5) 貸付期間更新の限度

令和 9年 4月 1日から 4年を限度に、 1年を単位として貸付期間を更新できるものとする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 地方自治法第 238条の 3に規定する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項各号に規定する者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）

(4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）

(5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者

- (6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
- (7) 公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者
- (8) 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有しない者

3 入札案内書の入手方法及び契約条項を示す場所等

(1) 入札案内書の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからのダウンロード

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1044336.html>

(2) 契約条項を示す場所

契約条項は、入札案内書において示すものとする。

(3) 入札参加申込書の提出方法

本入札に参加しようとする者は、下記のとおり入札参加申込書及び必要書類を持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）により提出すること。

ア 受付期間

令和 8年 1月16日（金）午前 9時00分から令和 8年 1月29日（木）午後 5時00分まで（期間内必着）

イ 提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市総務局総務課

電話 052-972-2106

ウ 提出書類

(ア) 入札参加申込書

(イ) 個人の場合 住民票の写し 1通

法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通

いずれも発行後 3か月以内のものとし、連名の場合は連名者全員のものとする。

(ウ) 法人役員に関する調書（ただし、法人の場合のみとする。） 1通

(エ) 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合

は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー
一) 1部

(4) 入札書の提出方法

ア 提出期間

入札参加書到着後から令和 8年2月26日 (木) 午後 5時00分まで (期間内必着)

イ 提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市総務局総務課
電話 052-972-2106

ウ 提出書類

(ア) 入札書

(イ) 委任状 (ただし、代理人が入札する場合のみ)

エ 提出方法

書留又は簡易書留郵便による (厳守)

(5) 開札の日時及び場所

日時 令和 8年3月13日 (金) 午前10時00分

場所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所市長部局入札室 (名古屋市役所西庁舎12階)

(5) 入札回数

1回

(6) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

税込単価 (貸付月額) で定める。

(7) 入札保証金に関する事項

免除とする。

(8) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額 (入札金額) の6月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則 (昭和39年名古屋市規則第17号) 第31条の規定により契約保証金を免除することがある。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(11) 落札者の決定方法

最低貸付価格（月額）以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札終了後、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

(12) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(13) その他

詳細は、入札案内書による。

別表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)
総務-1	清涼飲料水	名古屋市役所	本庁舎1階玄関	1	900
総務-5			本庁舎地下1階 エレベータ前 a	1	